

広島県告示第二百三十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島観音マリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤田雄山

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 松田 實	広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号	平成二十二年三月二日	平成二十二年四月一日〜 平成二十六年三月三十一日